

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた
横浜市が発注する工事及び業務の対応について

新型コロナウイルスの国内感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発令され、国土交通省から建設現場における対応についての通知が発出されたところです。

つきましては、本市が発注した工事、物品、委託、設計・測量・調査等業務（以下、工事等という。）を請負・受託している事業者のみなさまにおかれましては、作業従事者の感染拡大防止に万全を期すとともに、次のとおり適切にご対応いただきますようお願いいたします。

- 1 本市発注の工事等について、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行ったうえで、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置（以下、一時中止措置等という。）を行います。

なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。

また、一時中止措置等を講じるにあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることにご留意の上、適切な対応をお願いします。

- 2 公共工事等の円滑な施工確保を図る観点からも、工事等の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いいたします。

- 3 本市発注工事等の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から監督課等に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、主治医又は保健所（福祉保健センター）の指示により、感染者本人や本人と濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう周知徹底をお願いします。

- 4 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。

本市工事等の現場では、履行に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においても、その影響緩和のための対策が徹底されるよう、適切な対応をよろしくお願いいたします。

担当 （工事の契約に関すること）

財政局契約第一課工事契約係 045-671-2246

(物品の契約に関すること)

財政局契約第二課物品契約係 045-671-2248

(委託の契約に関すること)

財政局契約第二課委託契約係 045-671-2186

(工事、設計・測量業務の一時中止に関すること)

財政局公共施設・事業調整課 045-671-4084